

みどり市建築確認申請書作成要領

■ 建築物

申請書等	提出部数	備考
確認申請書	正本、副本及び消防用 各 1 部	消防用は、通知の場合も必要です。
委任状		申請手続きを第三者に委任する場合に必要で、委任される者は、建築士または行政書士の有資格者となります。
図面等	一式	・付近見取図 ・配置図 ・各階平面図 ・その他必要な図面や資料
建築計画概要書	1 部(別綴)	
建築工事届	1 部(別綴)	東町における建築基準法第 6 条第 4 号に該当する場合は建築工事届のみ太田土木事務所へ提出、ただし、土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物は、確認申請が必要
浄化槽仕様書	正本、副本及び東部環境 事務所用 各 1 部	群馬県浄化槽指導要綱に定められた図書を添付

上記以外の添付書類(必要に応じて添付)

	添付書類	備考
	委任状	委任する場合
土地関係	公図の写し	3 か月以内のもの
	登記事項証明又は土地評価証明書、 土地所有証明書、農地転用許可書の 写し	新築の場合は左記のいずれかを添付
道路関係	道路位置指定通知書の写し	位置指定道路に接する場合
	みどり市狭あい道路整備指導要綱の 事前協議済書の写し	2 項道路の場合
	誓約書	

	道路境界確定図(2項道路の場合)	<p>次の①～③の場合についてはそれぞれによる。</p> <p>① 事前協議において寄付予定の場合は不要。</p> <p>② 申請敷地が国土調査区域内で、国土調査杭が現地に存するか、その復元が可能な場合で、建設課との協議で境界確定の必要がないと認めた場合は実測図。</p> <p>③ 道路が民地の場合は、利害関係者との協議のうえ後退位置を定め、実測添図を添付</p>
排水関係	道路法の許可書(第24条、第32条)又は公共物使用許可の写し(申請建築物の排水を道路側溝又は水路に放流する場合)	<p>① 下水道処理区域及び農業集落排水区域以外は、原則として大間々町は、道路側溝へ、笠懸町は、敷地内浸透処理とする。</p> <p>② 県道側溝、一級河川への排水の場合は桐生土木事務所と協議して下さい。</p>
許可関係	① 建築基準法関係例規	<p>・みどり市建築基準法施行細則に基づく認定書の写し</p> <p>・群馬県建築基準法施行条例第4条の災害危険区域又は第5条のがけに接するあるいは近接する建築物はがけの上端又は下端から建築物までの水平距離並びに、がけの形状及び土質を示す図書。</p>
	② 水路を介して敷地が道路に接する場合、公共物使用許可書の写し	
	③ 都市計画法の許可書の写し(第29、37、42、53、58条)	
	④ 河川法(法第55条)保全区域内の建築制限の許可書の写し	
	⑤ 群馬県屋外広告物条例の許可書の写し	
	⑥ 宅地造成等規制法第8条の検査済証、第15条の届出済書	
	⑦ 土砂災害防止法(第23条)土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物を新築、増築、改築する場合は、必要に応じ構造検討図書	
	⑧ その他審査対象法令の許可書の写し	
その他建築主事が必要とする書類		

■ 工作物

申請書・図面等名称	提出部数	備考
確認申請書	正本・ 副本各 1 部	
委任状		申請手続きを第三者に委任する場合に必要で、委任される者は、建築士または行政書士の有資格者となります。
図面類一式		<ul style="list-style-type: none"> ・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 平面図、側面図、断面図 ・ 構造詳細図 ・ 構造計算書 ・ その他規則で定める図面等

確認申請書類の記載方法

書類名	記載事項	
案内図	現地調査を行うため申請地に到達できる図面	
公 図	転写者の氏名、印、転写年月日を記入	
配置図	現地調査を実施し、規則第1条の3に定める他、下記の点に留意して作成してください。	
	道路	建築基準法の道路種別、幅員、側溝等を記入 2項道路の場合には、後退線は赤線で記入 道路位置指定の場合は、指定年月日及び指定番号を記入
	申請敷地の状況	敷地内の既存建築物、除去建物、周囲擁壁、水路、がけ、既存塀の種類(ブロック、その他)及び杭等を記入
	排水経路	汚水、雑排水の経路は接続先まで記入
	浄化槽	位置、処理人槽を記入 排水先を地下浸透処理とする場合は、隣地境界線からの距離を3m以上確保する。 (群馬県浄化槽指導要綱)
	申請建物と敷地境界線までの距離	X、Y方向で各2面以上記入 既存建物がある場合は申請建物との距離を記入

	敷地と道路の高低差	＋で表し、道路斜線制限が厳しい場合は断面図添付
	敷地と隣地の高低差	＋で表す。
	既存建物	用途、構造、面積を記入
	除去建物	用途、構造、面積を記入

その他

- ①法第42条第2項道路と判断が難しい場合は、2項道路調査申請書を提出し道路判断を求めること
- ②道路位置指定済で幅員、形態等で疑義がある場合は、事前に判断を求めること。
- ③道路位置指定済で形態がない場合は、申請のとおり施工するか、または変更(廃止)の手続きをすること